

都市計画の策定の経緯の概要

(西東京都市計画生産緑地地区)

これまでの経緯

(1) 都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都協議結果

「令和7年8月12日付7西ま都第442号で協議のあった西東京都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません」

(令和7年8月15日付7都市政緑第315号)

(2) 生産緑地法施行規則第1条の規定に基づく農業委員会への意見聴取結果

「令和7年9月19日（金）開催の定例総会において、本案件について協議した結果、変更に係る事由から鑑み、当該地区の変更は適当である。」

(令和7年9月19日付7西農第300号)

(3) 都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧結果

縦覧期間：令和7年10月3日（金）から令和7年10月17日（金）まで

縦覧者数：0名

案に対する意見書の提出：なし